

平成18年第3回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成18年9月8日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（２０名）

1 番	後 藤 勝 子 議員	2 番	松 島 茂 喜 議員
3 番	加 藤 和 久 議員	5 番	小 倉 孝 夫 議員
6 番	金 子 正 一 議員	7 番	小 島 幸 典 議員
8 番	立 沢 稔 夫 議員	9 番	小 倉 修 議員
10 番	横 山 英 雄 議員	11 番	本 間 恵 治 議員
12 番	細 谷 博 之 議員	13 番	相 場 一 夫 議員
14 番	中 川 健 治 議員	15 番	桜 井 征 男 議員
16 番	青 木 久 議員	17 番	千金楽 幸 作 議員
18 番	松 原 市 祐 議員	19 番	新 島 正 議員
20 番	石 井 悦 雄 議員	21 番	大 野 栄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

久 保 田 文 芳	町 長
石 井 征 彦	助 役
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
宮 沢 孝 男	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
金 子 重 雄	会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長

堀 井 隆 生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄	事 務 局 長
飯 塚 勝 一	書 記

開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前１０時０２分 開議〕

一般質問

○中川健治議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許します。

小 島 幸 典 議 員

○中川健治議長 ７番、小島議員。

○７番 小島幸典議員 ７番、小島です。議員の責務により、通告どおり一般質問させていただきます。

最近、犯罪の低年齢化と凶悪化、情けの鬼畜化はどこから来ているのか。少女誘拐事件、また秋田県の実子とその近所の子供の殺人事件や、日本丸の一部の指導者である役人と大会社の倫理欠乏症と道徳音痴は、またどこから来ているのか。岐阜県庁の12年間で17億円の裏金基金問題、また群馬県では約３億円のカラ出張基金が９年間眠っていたことの新聞報道があり、そして公務員の飲酒運転事故、日本を代表する一部の大企業数社の労働者、偽装請負と呼ばれる違法労働形態が広がっていると新聞紙上で、またテレビ等で報道されています。堀江貴文氏や村上世彰氏等に代表される金権崇拜主義が、社会の底辺である地域社会にまで汚染してしまったのだと、私は思います。そういう物の考え方は私だけだろうか。かつては、日本人の誇りであった勤勉と、そんなことをしたら人に笑われるよと老人や親から恥じらいの教えを受けたり、人に対する優しさの心、情けの心の教えを受けました。そんな人間愛はどこへ行ってしまったのでしょうか。

最近邑楽町で地域密着型サービス事業の公募でＡ福祉法人とＢ企業の二つの事業者が指定を受け、８月になってからＡ法人から設置辞退の報告があり、町長、担当課長、所管の議員を初め、私も非常に残念な思いがしました。物事はすべてうまくいくとは限りません。故事には、「人間万事塞翁が馬」ということわざがあります。私は、そういうことを信じて、これからいい方向へ向かえばいいのではないかと、そういうことで第１問の質問をさせていただきます。

まず、さきの施設の公募による設置の調査方法と審査基準、要綱はどうなっていたか、その辺を担当者にお答えしてもらいたいと思います。

二つ続けて質問させていただきますけれども、第２問として、今町での介護に対する将来像、邑楽町第５次総合計画の将来像アンケートの中で、子供やお年寄りを大切にする町の項目が、12項目の中で断トツ１位のアンケート結果が出ています。そういう中で、全国で団塊の世代、昭和22年か

ら26年生まれ、59歳から55歳までの大体5年のスパンで調べた中で、全国で約1,086万人、これはすごい社会の卒業生、また今まで日本を支えてきてくれた世代であります。こういうことを考えますと、邑楽町でも昭和22年生まれから昭和26年生まれは2,497人、ちょっと比較対象をしてみますと、昭和17年生まれから21年生まれは2,026人です。ということは、団塊の世代が邑楽町だけでも921人も現在の人口では多いということなのです。そういうことから考えますと、この介護施設は先を見て、政治は10年先、15年先を見て仕事をする、そういうことが定説であります。そういうことを考えますと、建設により雇用が生まれて町の人や物が流れることにより、みんなが元気になる。老人も子供も若者も優しくなります。福祉は、社会教育のもととなり、まちづくりの泉です。これからは、スローライフを皆さんで楽しむように、そういう生活にできるように努力していければと思います。私は質問の中で早急に第2次募集ができるかできないか、その辺をまた担当者にお伺いしたいと思います。

以上、二つの質問をひとつよろしくお答えをお願いします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

地域密着型サービス事業実施について、要綱の内容を簡単にご説明申し上げます。公募の趣旨としまして、第3期邑楽町保健福祉計画に基づき基盤整備を進めるとともに、サービスの質を確保する観点から事業者を公募により選定するものです。公募する事業内容は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員30人未満）の施設と小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型通所介護施設の3施設であります。応募の提出書類は、申請書と添付書類を添えて6月30日までに提出、申請書の内容は設置予定地の地番、面積、事業費用等であります。添付書類は、法人の定款、決算書、建物平面図、立面図等の11種類と設置の動機、考え方等としまして理念、意欲、認知症ケアに対する考え方等文書で6種類を表現していただき、記入漏れ等のないよう完璧な状態で受理します。応募資格としての条件は、社会福祉法人で県内に住所を有する事業主、ただし通所介護及び小規模多機能型については、社会福祉法人以外でも受け付けしますという内容のものです。審査基準としまして、邑楽町地域密着型サービス運営委員会が審査をし、審査方法は現地調査と書類審査であります。書類審査は、国が示している3施設の基準等をもとに申請書、3カ年の決算書、建設予定地の位置図等21項目を一つ一つ問題があるかないかを慎重審議したものです。

第2点につきましてお答えを申し上げます。1事業社が3施設を辞退したことにより、町としても大変困っている状況であります。小規模多機能型と通所介護については、別の事業者の方が決定しますが、福祉計画上ではある程度達しつつあると感じています。この2施設をさらに増床を考えながら、介護老人福祉の30床未満の施設がありませんので、町民の方が特養に入所できず、待機している状況でありますので、できる限り町民の要望にこたえていきたいというふうに思います。

地域密着型サービス運営委員会の答申では、補助金を出して早急に募集することという意見であ

りましたので、これらを踏まえ、町との協議をしながらこの施設を設置の方向に考えて検討していくということで、再募集を検討していきたいというふうに思っております。

時期については、国の交付金の件もありますので、県と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 ただいま課長の方から審査の方法、または要綱等を説明いただきまして、それをクリアしたということなので、指定したと思うのですがけれども、福祉にとにかく携わる業者また人々、こういうことはやっぱり弱者に対して、また人々に対して、いかに優しくできるかということが大事なので、ある程度は町の方、またそういうかわりのある県、国等の援助、そういうのをいろいろ勉強した中でやってもらいたいと、そういうことを切に希望するところでありますけれども、再募集のことにに関して一つ、私のせっきく調査した中でのことで参考になればと思います。

現在特老の入居待機者が町内だけで93人、邑楽町に住んで住所もある人で、町または近隣の施設を利用している人が131人あります。こういうことを考えますと、今まで福祉法人に対しては各歴代の町長は、かなりの研究または意欲を持ってきたわけですがけれども、今回はたまたま町サイドの方の失政ではなくて受けた方の福祉に対する、また先ほど前段で話したように、人間がどうあるべきだ、仕事というのはどうして生きていくべきだ、そういう道徳的なことで私はちょっと怒りを感じていたわけですがけれども、そういう中で一つの例として、数年前に福祉の施設をつくった中でやまつつじというのがあります。これ、1億3,900万円の補助金を町で出してあります。それと、こころみの会のデイサービス、これは障害を持っている子供の施設ですがけれども、これは館林のある企業というか施設が、うわさなのですがけれども、もうからないからやらないと、やめますと、そういうことで、邑楽町の町長がもうからなくても福祉というのは人々の幸せがそこで営まれればいいのではないかと、非常に町長の英断と関係職員の努力によってできて、今赤字ではなくてスムーズに仕事がやれる状態になっているそうです。そういう中で、本当に仕事、人を育てる仕事というのは5年先、10年先が勝負なので、ここで多少なりとも愛の種まきをして花を咲かせるように、優秀な職員とまた執行部が力を合わせて、福祉の心は邑楽町の指針でありますから、それを遂行していくということを私は願うものであります。つむぎの里のグループホームにも430万5,000円補助金を出してあります。そういう中で、ぜひとも先ほど課長が説明されたように、できるだけ新しく仕事をやるというのは非常に勇気と努力といろいろな労力が必要なので、その辺のことを希望する事業者にはいろいろと細かく話を十分煮詰めて、このような辞退するというようなことが二度とないようにしてもらいたいと切に希望します。その辺の考えを課長ちょっと一言お願いします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

先ほど、第2の質問の中でも答弁ということで申し上げたとおり、そういう要介護が必要な方ということがありますので、できるだけ町としてもいろいろ協議しながら施設の設置の方に取り組んでいきたいというふうに思っております。町民の方が非常に家庭で困っている、待機の状況という事実もありますので、できるだけ町民の要望にこたえられるように、それと福祉計画をできるだけ実施していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 ありがとうございます。

そういう中で、ひとつ福祉行政に対しては今在宅介護もいいのではないかなというような話も出ていますけれども、新聞紙上のアンケート、最近の9月1日で病院で長期療養している入院患者が123カ所の病院でアンケートをとった中で、在宅で療養できるのは無理ですよと、そういうのが79%あると9月1日の朝日新聞に出ています。また、これちょっと古いアンケートなのですが4月20日、これも朝日新聞に出ていますけれども、介護をしている65歳以上の介護者の中で850人のアンケートをとった中で、私は疲れて死んでしまいたい、というのが3割あると朝日新聞のこの通りであります。そういうことを踏まえると、邑楽町だって非常に心配なことが、これから団塊の世代を考えると出てくる可能性があります。そういうことで、早急にみんなで力を合わせてお願いしたいと思ひまして、まず第1問の質問は終わらせていただきます。

続いて、第2の質問の公共事業の発注についての質問に移らせていただきます。8月28日、保健センター起工式が行われ、9月5日保健センターオープン記念で心の健康をはぐくむ人権講演をエッセイストの鈴木ひとみ氏を招き、約360人以上の聴衆が集い、福祉の大切さを訴えてくださいました。大成功のうちに終わり、関係職員の皆様には本当にご苦労さまでした。また、保健センター建設費も当初予算額約4億5,000万円であったが、完成総額は4億700万円で終わり、約3,600万円の減額となり、そのうちの私が前の一般質問で話した備品の節約をしてくださいよと、そういう中でも約834万9,500円の減額となって、本当に職員の皆さんにはご苦労をかけて、町民の税金がこれだけ節約できたのだと、そういうことで皆さんにありがとう一言町民を代表して言わせていただきます。

そして、平成18年2月18日に庁舎の建設設計が決まって、きょうの8日で6カ月と21日になります。10月には着工予定であると。そういう中で、庁舎建設ではないですよ、町はいろいろな公共事業をしているが、発注者の考え方一つで町民に多くのメリットをもたらします。さきの健康センターの例がそうです。だから、受注企業も作業員も元気になり、若い作業員はいろいろ勉強になると思います。人間的にもとにかく仕事をするということは、汗をかいて汚れて仕事をするということとは、非常にとうといことだと私は思うのです。

私も議員として県外の市または町の行政を見て勉強させてもらって感じたことは、建築物を細分

化または作業の細分化をして発注し、地元企業を大切に育成している町があります。一例として、上野原町では外構工事などは13工区を13社で、町じゅうの会社が参加して行われたことに、そんなことができるのかと半分驚きと、またすごいなと感心もしました。本町でも研究して、そういうみんなに仕事が行き渡るような研究、そういうことをこれからしてもらいたい。また、現在考えているか、そういうことを一つお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○中川健治議長 石井助役。

○石井征彦助役 冒頭の小島議員のお言葉の中で、保健センターの竣工につきましては云々のくだりがありましたけれども、こちらからも小島議員さんを初め、議員皆様のご理解をいただきまして、大変立派に竣工できたことをまずお礼を申し上げたいと思います。大変ご協力ありがとうございました。

それから、今小島議員お尋ねの公共工事の実施に当たりまして、町内企業それからいろんな事業関係者の育成、こういうものについて町は今どうやっているのだというようなお尋ねだと思うのですが、現在町におきましては建設工事や土木工事などの事業の実施に当たりましては、その業者の選定に当たりまして一定の基準を設けまして、それぞれその企業、事業所の力量に見合った内容でご協力をいただいております。その結果によりまして、大きな成果を上げているわけですが、実はこの業者選定につきましては一定の法的な要件がございます、まずその一つは地方自治法の234条の6の契約の締結に関する規定がございます。それと、地方自治法施行令167条の11、いわゆる指名競争入札の参加者の資格に関する規定等によりまして、入札に参加する業者といいますが事業者の規定がされているわけですが、その167条の11ではどういうことをうたっているかということですが、その第2項の中で普通公共団体の長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事または製造の請負、物件の買入れ、その他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならないというふうに規定されております。今申し上げました167条の5第1項ですけれども、この内容は契約の種類及び金額に応じまして、工事、製造または販売の実績、それから従業員の数、それから資本の額、その他経営の規模及び状況を要件としまして資格を定めなさいと、そういう規定があるわけでございます。

これらに基づきまして町が今発注する工事等につきましては、町の入札審査会でその資格の審査及び指名等を行っているわけですが、資格の取り消しだとか指名競争入札に参加させるものを選定するというような審議を審査会で行っているわけですが、これにはいわゆる町の事業に参加したいということで入札に参加する者に必要な基本事項を申請していただきまして、その申請を受けて審査会で審査をしまして、今実施をしているわけでございます。小島議員からお尋ねがありましたこれにつきましても、町内企業もできるだけ事業に参加できるような、そのランクによりまして参加できるような方法を講じながら、また技術者の養成等につきましては研修会等をする

中で、今その実施に努めているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今助役の方から本当に細かくいろいろ入札に対しての規約また規定、そういう約束事、そういう中で、古人いわく政治は最高の道徳であると、そういう言葉がありますけれども、我々議会もこの一般質問というのはセレモニーではなくて、町民の代弁者というそういう中で、議会は皆さんも知ってのとおり方向を定めて、また最終的にお金の使い道をこの議場で決めることでありまして、私は今助役が言われたとおり規約、約束事をちゃんと守る、だけれどもこれは時代とともにかなり変化しているのかなと。

先ほど話されたとおり、ある町では13工区を13社で仕事をやったり、そういう中で我々はルールもきちんとして守る、そういうことで最低限一般質問で話されたことは、また課長会だとかそういう、執行部はもう一度何が今問題なのかとか、そういうルールがあるけれども、新しいルールを構築する、そういうことも一つの時代の流れかなと私は思います。そういうことで、もう議会は最高の決定機関でありますから、議会で決まったこと、私が言ったことが通らなくても私はそれに賛成をします。そういうことで、ひとつもう一度基本に戻って、人間は何をやっぱりしなくてはならないかという道徳です。倫理観のない人間なんて、本当に何人いても同じです。パチカンという小さい国だって規則を守っているから、ちゃんと立派に生き残っているのです。5町も10町も一緒にまとめて合併しても、みんな頭がピーマンみたいに空っぽでは何もならないのです。小さい町だって、ちゃんとみんなで知恵を絞ってやれば、いい町ができると私は確信しています。

そういうことで、もう一つ質問しますけれども、これからのそういう随意契約とか、それは幾らぐらいで随意契約というのはなっているかということ、これは町民とかは知らないと思うので、随意契約は幾らまでが随意契約だと、そういうことをちょっと初歩的なことですがけれども、教えてもらいたいと思います。

それと、もう一つ、入札の方法はどういう方法があるのだよと、ちょっと助役の方から説明してくれましたけれども、その辺簡単でいいですから、要するに入札の方法はこうとこうとこういふ方法があるのだと、そういうことと随意契約のことをひとつお願いします。

○中川健治議長 石井助役。

○石井征彦助役 先ほど入札参加者の資格審査等の話をちょっとさせていただきましたけれども、町では基本的に今おっしゃられた随意契約につきましては、例で言いますと工事または製造の請負につきましては130万円以下、逆に言いますと130万円以上は指名競争入札で基本的には執行すると、それが今の状況でございます。

その内容につきましては、どういう基準で決めたのかというようなお話もあるかと思いますけれども、この近隣の状況それから群馬県の規定、そういうものを参考にしまして町の審査会でその

ランクを定めております。そのランクを定める基準につきましては、建築業法の規定による俗に経営事項審査と言っているのですけれども、その総合評価点によりましてランクをつけまして、工事の種目それからもう一つは金額によって指名競争入札、また前の保健センターは一般競争入札で執行したわけですが、制限付きの一般競争入札につきましてはそれを必要とするもの、または土木工事、建築工事一式につきまして一定の規模以上のものについては現在では制限付き一般競争入札で執行するのが、何ていいますか、今の流れという用語がありますけれども、そんな状況になっております。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今助役の方から説明を受けましたので、随意契約は130万円以下と、そういうことで先ほど話したように基準、ルール、そういう中で130万円以下であればちょっとした仕事はすそのまでやってもらえるのかなと、そういうふうに私は今現在は考えて、十分その辺を研究してもらえればいいのかと。ルールですから、それはだめだよというものも国や県だってあります、あると思います。

そういうことで、企業を育てるということではなくて、一つこれはお願いなのですが、人間を育てるという気持ちでやってもらいたいと思います。そうでないと、インターネット一つで何十億円ももうけてしまうという。暑い中を汗をかいて油だらけになって働く人、それで結婚もできないというような若者がいっぱいいますよね。そういう人に優しい邑楽町、この第5次総合計画の中でもそれいっぱい入っています。そういうことで、ひとつみんなで力を合わせて、できるだけ多くの人が笑える生活ができる。それには、やっぱり先ほど助役が話されたように、ルールをちゃんと頭の中に入れてルールを守ること、要は道德です。そういうことがこれからの人間の資質、大学を出ていなくても、大学院を出ていなくてもいいのです。当たり前のことを当たり前にできる人、汗をかいて一生懸命人のために何かできる人、そういうことを目指してやっていきましょう。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

松 島 茂 喜 議 員

○中川健治議長 2番、松島議員。

○2番 松島茂喜議員 おはようございます。おうら祭りもいつものごとく花火大会が、花火が上がりました。無事に成功のうちに、また好評のうちに終わったということで、非常にこれはよかったなと思っている一人でもありますけれども、お祭りが終わってからも、まだあちこちで花火が上がっていると。不発弾は非常に危険ですので、不発弾にならないように願っておるわけでございます。

まず、最初の質問でございますが、2007年問題における町の対応についてということで質問をさ

せていただきたいと思います。既にご承知のとおり、先ほどの小島議員の質問の中にもありましたけれども、いわゆる団塊の世代と言われる1947年から49年に生まれた方々が2007年から多数定年退職を迎え、それに伴って技術の継承、また退職者に支払う退職金、さらには預貯金の取り崩しによる消費の減少など、これまたさまざまな問題が生じることが懸念されております。これが、俗に2007年問題と言われておるわけでございますけれども、ちょっと古い資料になりますけれども、2000年の国勢調査ではその団塊の世代は全国で688万6,000人と、これは全人口の5.4%に当たるという統計もあるようでございますが、本町においては人口約2万8,000人ということで、この5.4%を単純に掛けますと約1,500人という計算になるかなと。実際の数字はわかりませんが、全国平均からするとそういった数字になるのかなというふうに思います。少子高齢化が加速していく中で、短期間のうちにこれだけの方々が企業や、それから自治体から定年退職されていく。邑楽町の役場職員につきましても、これは当然例外ではないということだろうと思います。町ホームページの中で公表されている資料によりますと、平成17年4月1日現在の年齢別職員の構成状況というのがありますが、その中ではこれから約10年間のうちに約100名が退職されるという状況があるようでございます。その一方では、今年度から平成22年度までの4年間で10名ほど削減していくといった数値目標も上げてありますけれども、こういった状況が間もなく訪れてくるわけです。

そういった状況が、この町行政に対してもたらす影響はどんなものがあるかと、そういったことについて町執行部は具体的にどのような予測をされているかということについて、まずはお伺いをしたいと思います。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 松島議員の2007年問題ということで、役場における退職者等が多数出るということで、それに伴っての問題等が生ずるのではないかと、こういうお尋ねかと思いますが、数字で申し上げますと5年間、平成22年までを見ますと町職員、正規職員ということでとらえているのですが、一般職で19名、そのほか保育士あるいは保健師、幼稚園の教諭、栄養士、あるいは自動車の運転手等が入りますと36名の退職が予定されるというふうにとらえております。

松島議員のお話の中にありましたように、集中改革プランの中において10名ぐらいの職員減を考えているということでございますが、これにつきましては今申し上げました退職される方に対して一定程度の補充をしなければなりません、補充の段階においてすべての数字を満足するという形はとらずに整備をしていきたい。また、なお仕事をする上で人的に急激に減るということでございますので、場合によっては臨時的職員等も採用しながら、業務等に余り大きな支障が生じないようにということでの検討をしているところでございます。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 総務課長の今のご答弁の中にもありましたけれども、人口が当面これは減少

していくと、これはちょっととめられる状況にないということです。

ですから、それに伴って必然的にやはりこれは職員の減少もしていくだろうと、あちこちで議会の議員の定数を減らせ減らせということで、あちこち減っております。そういったことも人口減少の一つの必然的なあらわれかなというふうに思いますけれども、先ほども申し上げさせていただいたようなことが、民間企業ではもう既に浮き彫りになっております。そして、役場、こういった自治体の中でも同じような問題点が浮き彫りになってくるのかなと。ただ、今総務課長の答弁を聞いておりますと、決定的に具体的にどういう影響があるのかということについては触れていただけませんでした。例えば民間企業に置きかえますと、ちょっと冒頭でも申し上げましたが、高度な技能また専門的な知識、そういった特殊な技能を持った方々が大勢一遍に退職されることによって、その伝承がうまくいかない、またスムーズにされないということで、これは企業にとって大きな打撃を受けるということだと思えますが、これは非常に企業にとってはピンチという状況かなと思うのですが、私は逆にこの自治体にとってはチャンスなのかなと。企業にとってもピンチをチャンスに変えるということで、さまざまな措置がとられておるわけでございますけれども、これは自治体にとってもやはりこれは逆にチャンスなのかもしれません。役場職員の方々が退職されると同じように、民間企業からもそれだけ多数高度な技術を持った方、また専門的な知識を持った方々が退職されていくわけです。いわゆる金の卵ならぬ銀の卵とか、そういう言い方をされている方もいらっしゃるみたいですが、それだけやはり人脈、それからノウハウ、そういったものを携えた方々が多数退職していく、こういった方々をやはり自治体としても、すべての分野においてはこれは適用できないと思いますが、一定の業務の中でやはり専門的な知識やそういった民間のノウハウ、そういったものを取り入れていくという風潮はあると思うのです。

ですから、そういった雇用の面に関しても、やはりこれはチャンスの部分もあるのではないかなと思います。ですから、そういったところを私は生かしていくべきではないかというふうに思っておりますけれども、そういったことについての町の考え方はどうなのかということで、お伺いしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

企業の貴重な人材を活用するチャンスではないかというようなことでありますが、全くそのようにも感じております。多くの町民が退職され、そして65歳の年金を受給されるまでの間、より多くの人の働く場所を提供することも町としての役割だろうというふうにも感じております。そういった中で、限られてはいるのですけれども、活力センター等にも多くの人が就労の場所ができるようにということで、芝刈り機を購入したり、またいろいろな施設に派遣をしていただいたり、いろいろお願いもしているところであります。さらに、商工会等では大企業に勤めていた方々の知識等を生かしていただいて、各工業関係の工場の皆さんのところに指導に当たっていただいたり、相談を

していただいたり、また5Sの取得やいろいろな一社一技術といったものの取得等もしていただいて、大変効果も出ているところでもあります。そういった事例もありますので、さらに拡大した中で、より多くの人の就労の場所をつくっていったらいいなと考えております。

自分としては、そういった2007年問題に向けて、できるだけ多くの人の就労の場所をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 町長の方からご答弁いただきましたけれども、やはりそういった団塊の世代の方々、退職されても非常にこれは元気であると。昔人生50年と言われた時代とは大きくかけ離れておるわけでございます。60歳、70歳、もう全然まだまだ元気な方々がたくさんいらっしゃいます。そして、先ほども申し上げましたが、広い人脈、それからノウハウを持った方々もおられます。そういった方々をぜひやはりそういった、活力センターのお話等ありましたけれども、いろいろな分野で雇用の範囲が広がっていくということもいいことではないかと、非常にそういった感じがいたしました。

また、郵政民営化なども一つの例でございますけれども、これはやはり自治体もそういった民営化にどんどん、どんどんいろいろな公共機関、それからまた公益法人等がされていく、また町は町、市は市として指定管理者制度を利用して、そういった民間のノウハウを取り入れた経営感覚を持っていくと。だんだん、だんだんそういう方向にあるわけでございますけれども、これは前から私も一般質問の中で触れさせていただいておりますけれども、邑楽町役場は邑楽町最大のサービス産業だと、そういった形でとらえていくなれば、これは現在行っている事業の中で、やはり継続すべきもの、廃止すべきもの、統合すべきもの、または分離すべきもの、これはどんな事業があるのかということを、これは的確に把握するために行政評価を実施するなどして抜本的なチェックをして、そしてより少ない正規職員の中で運用できる最適な業務執行体制を再構築する必要も、これは考えなければならない時期に、もう私は来ているのだと思うのです。そういった、先ほどから申し上げている団塊の世代のような方々を、これを採用していく、積極的にやはり適材適所ということで、すべての分野においてはこれは非常に難しいでしょうけれども、ある分野においては適用できる分野もあるかもしれません。必然的に今の事業の洗い出し、そういったことを行うことによって見えてくるのではないかなというふうに思います。

新庁舎の建設事業も進んでおりますが、町民の皆様の声は、やはり建物そのものについての評価というのはそのときで終わってしまいます。しかし、中身についての評価というのはずっと続くわけでございます。そっちの方が全然大事だよという声を多数これは聞いております。私も、まさにそのとおりではないかというふうに思っております。これは、やはり建物に負けない行政執行をお願いをしたいと思います。

この件については、そういったことをお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前 11 時 01 分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前 11 時 16 分 再開〕

○中川健治議長 松島議員。

○2 番 松島茂喜議員 続いての質問でございますけれども、教育委員会の役割とそれからあり方についてということでお伺いをいたしますが、教育長に質問をさせていただきますのは今回が初めてでございます。質問に先立ちまして一言申し上げておきたいことがありますので、申し上げさせていただきますと思います。

私は、これまで行ってきました一般質問並びにこれから行います一般質問の内容は、すべて私の個人的な意見や要望のみで構成されているものではございません。ご承知のとおり、あくまでも広く町民の方々からご指導そしてご意見を伺ったことを代弁者として執行部に対し質問をさせていただいているものでございます。当然そのことはご承知おきいただいているとは存じますが、未来を担う子供たちのために、その点をどうか十二分にご理解をされた中でご答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは質問に入らせていただきます。既にご承知のとおり、平成16年3月4日、文部科学大臣から中央教育審議会が地方分権時代における教育委員会のあり方についてということで諮問を受けております。この背景には、地方分権に伴い教育委員会には教育行政の責任ある担い手として地域ニーズに応じた教育行政を主体的に企画、実行していくことが一層強く期待をされるようになったという状況があるようでございます。そういった状況の中で、邑楽町の教育委員会としても当然のことながら、町教育委員会の役割またそのあり方については、教育長を初め教育委員の方々を中心にこれは激論が交わされているというふうに思うわけでございますが、その教育行政を執行していく上で、やはり最低限これは確保されていなければならないのが、私は政治的中立性だと思うのです。教育の中立性は、教育基本法においてもこれは定められているというものでございますけれども、邑楽町の教育委員会としてはこの政治的中立性がしっかりと確保されているのかどうか。また、町教育行政を担う第一人者として教育長はどのような見解をお持ちなのか、まずそこをお伺いいたします。

○中川健治議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 松島議員さんには、教育委員会についてあるいは教育長の見解について初めて質問をいただいて、私もお質問によっていろいろ自分の意見も高まるということでは、非常にありがたいとお受けしたいと思います。感謝申し上げます。

最初の教育の中の政治的中立性が確保されているかどうかというご質問だと思うのですが、政治的な中立性ということになると、これは学校現場における政治的な中立性というのは、教育基本法等でもうたわれていると思います。学校現場における政治的な中立性というのは、もちろん教育委員会でいろいろな行政的な内容を議決をして、それを学校現場におろしているわけですから、当然学校現場は学校長以下そのことについて十分承知の上で、子供たちに教育をしているというふうに思っております。子供になぜそういう中立性が必要かということもこれから、政治的な教養というのはこれは私たち国民に与えられた、そういう教養をつけるということは基本法にもうたっています。ただ、子供たちはまだまだ思考の段階で、一方的な考え方を押しつけるということは、これは教育上よくないということで中立性が守られているということだと思いますので、私個人的には、学校現場はきちとしたそういう政治的中立性というのは守られて子供たちを指導していくと、そういうふうに理解しております。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今教育長から明快なご答弁をいただいたわけですが、その教育の現場というところは、やはりこれは学校を指すものだということですが、そこがやはりそういった政治的中立性の確保がしっかりとされていると。それは、大もとになる教育委員会の中でも議決をした事項、そういった審議の内容に基づいて、やはりその現場もしっかりとそういった政治的な中立性が保たれているというようなご答弁でございました。

私が、なぜこの政治的中立性の確保がされているのかという質問をさせていただいたのかと申しますと、簡潔に申し上げて町教育委員会はこの地域におけるさまざまな教育問題や課題に対して中立性、公正な立場から、どんな議論をそれで交わして、そして検討されているのかということ。また、地域住民に対し、その内容の情報提供が的確かつ迅速に行われているかという点について、これは非常に疑問があるということでございます。そういった声も多数、これは親御さんの方から私のところに意見として話を伺っている状況でもございます。現況では、教育委員は一般行政から完全には独立性を持った執行機関としてこれは位置づけをされているかという点、またその教育委員会全般に関してはそうとも言えない部分もありますけれども、これは積極的な情報の提供の部分については、そういった一般行政、教育行政という位置づけとはやはりこれは関係なく行われなければならないものだというふうに認識をいたしております。

また、教育委員会も職員のためでもなく、教育委員のためでもなく、それからまた教育長のためでもありません。まさに子供たちのために置かれている機関でありますので、その中心的な役割を担う教育委員会のこれはあり方として、積極的な情報の提供という部分については現在こういった状況にあるのか、その現状をまずお伺いをしたいなというふうに思います。

○中川健治議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答え申し上げます。

教育委員会の情報の公開についてというご質問だと思いますが、まず教育委員会が行われますよというのは、こういう議題で教育委員会が行われますよというのは、邑楽町の場合には1週間以上前にそれぞれ3カ所の掲示板に告示をしております。ただ、今松島議員がご指摘のように、それは傍聴していいという形になっていますけれども、実際に私が教育長になってから傍聴者はまだ1名も来ておりません。したがって、教育委員会がどういう議論をしてどんな形で進めているのかは、確かに町民に理解を得ていない部分がたくさんあると思います。また、この結果について情報を出しているかどうかというご質問ですけれども、出していないと答えざるを得ません。私たちは社会教育なり、あるいは学校教育の中で議論されたことが生かされているという認識は持っていますけれども、どんな議論があってどんな決めがあったのかというのは、松島議員のおっしゃるとおり情報としては今のところ公開していません。

ただ、情報公開条例によっては来れば、こういうことを議論してこんなふうに決まりましたということとは当然開示する準備はしてありますけれども、現状ではまだ来ていないようでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今回の教育長の答弁によりますと、これは教育委員会としては情報提供の部分については特にやはりまだ十分にこれは機能していないのではないかなというのが実情であるなという感じを受けました。傍聴者もまだいない、それからその結果についてはまだ公表をしていない。

確かに個人情報の部分で公表できるもの、できないもの、またその傍聴についてもたしか平成13年の制定、それから平成14年4月1日から傍聴ができるようになっていっていると思います。地方教育行政法という法律だと思いますけれども、そういった経過はあるにしても、まだまだやはり近隣の市町村を見ましても、町村レベルでは教育委員会の審議の内容だとか、その結果についての公表がまだまだ立ちおくれている現状であるなという気はいたしております。

ホームページ等の状況も確認をさせていただきましたが、町のホームページによりますと、その学校に就学する際はこういう手続ですよ、転入される場合はこうですよ、また転校していく場合はこうですよ、そういった案内が出ているにしても、やはりその教育委員会の中の審議の内容というのは、これはすべて公開できないものもあると思います。しかし、やはりできるものは積極的にそれを提供していくという姿勢も、いわゆるこれは教育委員会自身が持っていたかないと、その教育全般に携わる方々からすれば、自分が一々その情報を町に聞きに行かなければわからないといった状況を必然的に作り出しているわけですから、そういった状況はやはりこれは好ましくないのではないかなと思います。議会を例に挙げるとこれはおかしいことになると思いますが、議会の場合もやはり議事録を全世界にこれはインターネットとして公開を今いたしております。また、平成17年6月の議会からだと思いますが、それに加えて議会だよりという広報物も、これは定期的にや

はり発行しているという状況もあります。この情報提供という部分は、非常に私はこれから重要な部分だと思っております。

先ほど教育長の方から、その情報公開の部分についてはまだまだされていないのが現状だというような率直なご答弁がありましたけれども、それは問題はそういった状況、今の現状に対してどういったこれは対応策を考えていかなければならないのかというところだと思いますので、その部分について伺いをいたします。

○中川健治議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答え申し上げます。

今こういう時代ですので、今松島議員の方からちょっとほかの町村の状況もホームページとかで確認できるというようなお話がありましたので、私どももこれから情報公開する内容をきっちと教育委員会で吟味、検討し、そしていろいろ町の広報の方との関係もあると思いますが、教育委員会のホームページを町と企画の方と協議しながら立ち上げていければいいかなというふうに今は思っております。

以上でございます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今そのホームページの開設だとか、そういったことも協議しながらやっていくということでございました。

また議会の話になりますが、議会の方もその傍聴に関しては会期の日程を速やかに、やはりこれはまだ予定としてですけれども、事前にこれは掲載をいたしております。その中で、きょうのように傍聴者の方も来ていただいているという状況にあるのかもしれません。また、積極的に議会を傍聴しに行こうということで非常に議会に関心の高い方が住民の中におられて、こういった傍聴者の数になっているというところもありますけれども。

いずれにいたしましても、教育行政というのは申し上げるまでもなく子供たちのためでございます。その教育行政の責任ある担い手として教育委員会の役割は、地方分権が進む中で、先ほど申し上げましたが一層これは大きいものになっていくというふうに期待をされているわけでございますので、これは未来を担う子供たちのために、ぜひともさらに開かれた教育委員会を目指して、その役割やあり方について検討していただくよう、これは切に要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

小 倉 修 議 員

○中川健治議長 9番、小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 通告を重んじ、穏やかな一般質問から入ります。

まずもって久保田町長に伺います。裁判、訴訟についてでございます。町が被告、住民の一部の

方と一設計業者が原告として争われた裁判でございますが、結果は、私は総務委員会と新聞と町広報の折り込み等でいろいろ知りましたが、一方的な原告の取り下げに終わったと知ったわけであります。きょうに至るまで近隣市町村等は、町が住民に訴えられたと、邑楽町は町と住民とで争っていると、近隣市町村では、腹は抱えていないかもわからないけれども、笑っておる。新聞等では、群馬県全域に、町が住民に訴えられたと掲載されておった。訴訟については、国民の権利であるので、私は結構であると思いますが、裁判所へ訴えて権利、義務の法律的な確定を求め結果が出たのならよいが、結果を求めておきながら途中で取り下げと、だれも反省しない、結果も出ない。勝手に訴え、勝手に取り下げをし、この裁判訴訟で公金、銭がかかっているのです。一生懸命住民が働いて税金、住民の血税が使われているのです。住民だけそして納税者だけがばかを見たように思える。

町長、この訴訟によりまして町が将来にわたり、将来に向かって何か得られたと、ああよかったなど、そんなようなことがあったらまずもって伺います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 今回の裁判によって何か得る物があったのかというご質問であります。私も当初から48億円という大金では、邑楽町では約26億円の基金しかないということで、できるだけ縮小し、そして借金をせずに基金の範囲でやっていきたいということを訴えてきたわけであります。

そういった中で、議会に予算を計上し、予算を修正し、そして最終的に議会で議決をいただき進めてきた事業であります。議会は、町民の代表の皆さんで結成され、議決をいただいたということで、町民の総意と思っております。そういった中で自信を持って進めてきた事業でありますので、裁判で訴えられるというようなことは非常によくわからない裁判でありました。そして、取り下げというような状況、そしてもう一つは、一審では却下ということであったわけでありまして、結果的には裁判の費用を使ってしまったということだけであるというふうに認識をしております。

○中川健治議長 小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 裁判の費用だけを使ってしまったと、私は当たり前のことと思う。町は何も得られたことはない。裁判、訴訟の中の1件につきましても、監査委員が公平公正に監査をし、あわせて我々議会も承認したにもかかわらず、また監査請求に対しても監査委員は答え、それでも不服とし、司法へ訴え、裁判を求めたのである。司法も、もし町が悪いと判断を出したとすれば、監査委員も我々議員も必要がなくなるのです。当たり前の話です。

私は、過日の全協の中でその話をしたことがあるのです。議会での議決の重み、議員が議決したことが司法の場で覆れば、私は一日も議員はやっていない、そのくらい議決の重みはあると。私も396.5票、町民から公職選挙法の中で真剣に選ばれた人間である。その代表の議決の重みは私はあっている。その全協で立派な議員が、勇気ある発言ですねと、責任のとり方についてはそれぞれであると、そんなようなことを並べていた立派な議員がいましたが、私は勇気ある発言でもな

ければ何でもない、議員として当たり前のことであると私は今でも思っております。これは、議員になる、議員必携にも載っておりますが、議員のイロハである。私は、イロハはやや覚えております。そうでなければ有権者に申しわけない、そう思うのが議員の当たり前の話だと私は思っております。

議員の責任として話します。議員が議場内で議決をし、賛成、反対はともかくとし、決定に不服とし、議決したことに相反し、今回の原告の方々を誘導したり誘導されたとすれば、これは茶飲み話で聞いているが、そのような議員は私はこの20名の中には一人もいないと思う。

また、過日の一般質問の中で、町長、この裁判、この訴訟で負けたら、負ければどういう責任をとるのだ、町長と。これも立派な議員でございますが、町長に質問していた議員がおりましたが、負けるわけがないのです、町長。勝手に訴えて、勝手に取り下げたのでは、負けるわけがない、絶対に負けるわけがない。

私は、昼休みに議員控室で昼飯を食っておったのです。こう話したのです。おかしかったら笑ってください。多々良沼でマグロを釣ったら、議員の皆さん全員に腹いっぱいおごりましょうと。宝くじを買って3億円当たれば、皆さんを海外旅行へご招待いたしましょうと。そうしましたら、たとえればなのですが、宝くじは買えば当たるかもわからぬ。多々良沼でマグロを釣ることはできないかも知れませんが、そう言ったらその立派な議員は怒っていましたが、マグロを釣ることはできません。

話は違っても、ずれるかも知れませんが、この裁判も勝手に訴え、勝手に取り下げたのでは、町長、負けるわけが全くない、絶対にないのです。そこで、町長に伺いましょう。この裁判で公金、みんなの血税、みんなの大切な税金が使われているのです。この裁判費用を勝手に訴え勝手に取り下げた原告の方々へ請求をする考えはあるのかないのか伺います。

また、請求しないとすれば、町長、助役、教育長、そして議決した議員で払う考えはあるのか、それも伺います。そうでなければ、一生懸命働いてこのお金、新潟の震災に使ってくださいと100万円寄附した人がいました。新潟の震災復興に使ってくださいと100万円。そして町長、この300万円は教育委員会で子供さんのために使ってください、邑楽町でと、300万円を寄附してくれた方、山崎智也さん、名前を出して申しわけないのですが、この方に申しわけないでしょう、申しわけが立たないです。それだけ町を思ってくれた山崎さんが寄附してくれた同額に近い税金が、血税が、水の泡。だが、石けんの泡だかどぶの泡だかわからないところに税金が使われているのです。だれが、こんなことで税金を払う者がいんでしょうか。私は、原告にしっかりと請求していただきたい。そうでなければ、一納税者として本当に情けない。原告の方にも立派な弁護士の方がいるようですが、町長これもお伺いいたします。原告の方に、この裁判は取り下げてくださいと、お願いしますと申し出をし、お願いをなさって取り消していただいたのかいただかなかったのか、言ったのか言わないのか、そこもお聞かせ願いたいと思います。

また、過日の本会議で議会傍聴の方が議会をとめたり、本会議をやっているのにですよ、野次が

うるさいと、傍聴人が聞けないではないかと、会議がとまったのです。議長席に勝手に行ったり、公開質問状を送りつけたり、私は法に携わる方がこういうことはいかがなものかなと思うのです。国会でも、県議会でも、我々町議会でも同じなのです。私たちは、公職選挙法によって選ばれている議員です。大切な有権者から預かっているのです。もしその法に携わった、町議会をとめた方が国会に行って、野党と与党で国会も論じ合っています。ああだこうだ、ああだこうだと、水をぶっかけた方もいましたけれども、そのときに傍聴席から会議をとめて議長席まで行きますか、とんでもないことなのです。それぐらいのことは、私は法に携わる人ならわかると思う、いかがしたことかなと思っておる。幾ら議場はこういう形であれ、議会なのです。我々は町民から選ばれている議員です。

町長、これも聞きたい。原告は、負けることがわかったから取り下げたのだと。しかしながら、町はこれが確定するまでやった場合には、それだけの費用がかかると。町民が、原告は白旗を上げたのに、これは取り下げに承諾しないということではまずいのだということで取り下げに承諾したのだと、そういった茶飲み話も私は聞いておるのです。わかる範囲で結構ですから、その点も町長お聞かせ願いたい。

それから、もう一つ、ついでに茶飲み話をしましょう。私の家に町民の方から四、五日前ですか、電話があったのです。その方は、こう言っていました。「訴えを起こした人たちは、小倉議員、放火魔みたいなやつらだな」と、何だか私わからなかったのです。そうしたら、「ふっただけふったけて、町民の税金だけ使わせ、負けることがわかったら、さっさと逃げやがった」と、「小倉議員どう思う」と言うから、「おれはそれはコメントできない」と、そんな茶飲み話というか電話がありました。

町長、何点か質問したわけですが、一つ一つお答えを願えればと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 取り下げを依頼したのかということではありますが、私の方から依頼した覚えはありません。

また、原告に対して、いろいろ公費を使ったのだから請求をするべきだろうというようなことでありますが、やはり納税者の立場と、また寄附していただいた方々の例等も挙げていただきましたけれども、やはりそういった方々のことも考え、またまだそういった原告の方々の動き等もあるようでありますので、町としても余りこれ以上この問題について騒ぐような状況になりますと、町の行政運営上も支障を来すということもありますので、請求をする方向で弁護士と相談をしていきたいと考えております。

○中川健治議長 小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 町役場は、教育、福祉、土木、その他いろいろな事業が展開されているわけでございます。職員の方々も事業推進に当たっては、いろんな方法、いろんな考えの中で仕事をし

ているわけですが、税金徴収ないし用地交渉等々、補償問題等々昨今では非常にいろいろ問題も多いと。私の知り合いの弁護士に聞くと、その辺を歩いている人を訴えたいと思えば訴えられる時代だと、そんな時代なのです。

そうしますと、これから課長も職員もそうですが、そういったトラブル、住民なり地権者なりのトラブル、これが発生したときに、近隣の市等では顧問弁護ですか、幾らもかからないようでございます。顧問弁護士を頼んで、課長が何か問題にぶつかったとしたときには顧問弁護士のところに行くと、これはサービスでいいよと、こういう問題ですか、こういう方向でいきなさいと。町役場の課長が六法全書が頭に全部入っていればいいのですが、そういう課長も少ないと思います。こういう問題が出たときは、こういうようなことでいいのでないですかと。職員が行ってもただでいいよと、今回はいいよと、事件が発生したわけではないのだからと、そういった形で近隣の市等ではやっているようでございます。

そしてまた、町民の方、いろんな方は訴える権利を持っているわけでございます。そのためには、町もそれなりの考えを持っていなければならぬと、それにはもう時代的にはそういったことに対応するだけの、町長、顧問弁護士ですか、そういった時代かなと。若干お金はかかりますが、そういう対策を考えた中で町もそういった備えをすると、これは私必要ではないかと思いますが、最後にそこを町長にお聞かせ願って、私の質問を終わりたいと思いますが、最後に町長、答弁願います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 いろいろな問題が起きる時代ということで、顧問弁護士等をお願いする必要もあるだろうというようなご提案であります、ここ何回か予算の中に弁護士の費用ということでお認めをいただいたわけでありましたが、今後も引き続きそういった部分で予算の計上もお願いしていく形になると思いますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 以上で、穏やかな一般質問を終わります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前 11時52分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

大 野 栄 議 員

○中川健治議長 21番、大野議員。

○21番 大野 栄議員 発言通告に従いまして、順次一般質問いたします。

第1点目ですが、庁舎建設に伴い町が設計業者と一部の住民より裁判を起こされました。1件は

却下という結果、3件は取り下げとなった結果について、前議員の小倉修議員がこの問題につきまして一般質問しましたがけれども、再度町の考え方をお尋ねしたいと同時に、過日全戸配布された町の結果報告、非常に小さくて虫眼鏡で見なくてはわからないような小さなものでした。議会に提出されたぐらいのものであればいいのですけれども、今後町民に読んでいただけるような報告だとか、あるいは町の知らせ等々は、あのぐらいの小さいのでは余り見えないと私は感じています。

また、小倉議員の質問の中で、町がこの裁判は弁護士の配慮で半額の弁護士料で終わったというふうに町民に報告しておりますけれども、実際の金額は、着手金と弁護士費用はどうだったのかということが答弁の中で漏れていたような気がするのです。ですから、それも含めて、こういう住民運動を今後起こさないようにするためには町のやっぱり構え、考えをきちっとしていかななくてはならないのではないかと私は思います。そういった点で、町の考えを全員協議会の中、あるいはチラシの報告の中で明記されておりますけれども、再度その辺の答弁を求めます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 裁判にかかった費用ということで申し上げますと、4件の裁判における着手金120万2,460円、それと報酬等ということで、一決まりつきましたので、これらの終了した結果、報酬で178万2,930円を、まだこれは支出しておりませんが、支出予定でございます。合わせますと298万5,390円となります。

これについては、大野議員を初め小倉議員あるいはほかの議員もお話しになられておりますように、貴重な住民からの税を充当するものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 先ほどもお話ししましたが、やはり議会の皆さんの議決をいただき、そしていろいろな議論をした中で進めてきた事業でありますので、また町の基金ということの範囲の中でやっていくということで、皆さんと議論をした中で進めてきたものでありますので、これについては自信を持って進めていきたいと思っております。

また、そういった部分で、やはりいろいろな時代背景といいますか、国の事情、町の事情等々あるわけでありまして、その町の事情に合った建物をつくっていくべきだろうとも思っておりますし、今までいろいろな方々のご協力、議論をいただいた中での事業でありますので、自信を持って進めているわけであります。

訴訟が起きたということにつきましては、やはりこういうことが起きないようにいろいろな角度から、先ほどの小倉議員の中でもありましたけれども、弁護士の方々のご助言等、また邑楽広報等を使ってできるだけ情報を開示していくということも必要だろうと思っております。今後もいろいろ皆さんの協力をいただきながら、こういう裁判等が起きないように努力していきたいと思っております。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 ふだんは、もっと大きな声が出るのですけれども、少し1時間半から2時間の質問になりますので、持続ができるようにボリュームを落としてありますので、よろしくお願いします。

今町長から、こういう裁判が今後も起きないような形で、今後はいろいろな角度から弁護士とも相談しながら調整を進めていくのだと。庁舎建設におかれては、議決をいただいたものなので自信を持って進めていくということだと思います。私は、なぜこういうのが起きたのかということは、全員協議会の中でも常々お話を述べさせていただきました。結論からいくと、やはり町が勝手にやっている事業ではないということです。町民から選ばれた議員が議会の中で議決をし、それをやっていこうというこの決定は、邑楽町の最高機関の決定事項です。それに従って決定された事業が予算をとって建設に進んでいくわけです。ですから、この中身について議員が不服である、また町民の一部の方たちがそれがけしからぬということであれば、町長をやめていただくか、あるいは議会の解散するかの選択しか私はないと思います。そういう選択をして、初めて自分たちの意見が通じるような議会にさせていこうというのが、住民運動のすべてではないかなというふうに私は思うわけです。

ですから、私が提案いたしまして、議事に出ましたけれども、こういうふうに町民不在の議会においては解散しかないのだと。そして、今潔く議会は解散して町民の審判を受けて、改めて新しい気持ちでこの問題について、合併も含めて、また庁舎建設も含めてやっていこうということを提案されました。しかし、一部の住民団体と一緒にやっている方たちの議員は、それには賛成しないで手を挙げなかったのです。ですから、議会が解散できなかったのです。議会の中で議員が解散できなければ、町民が議会解散に向けてのリコールでも何でもやれば可能なわけです。ですから、そういった点でやはりかかわりを深く持っている議員が中心的な役割を果たしつつ、設計業者と住民団体の一部の方と連携プレーをしているというふうにうかがわれます。というのは、常にみんなの会の代表者の案内に議員の3名は出席し、蛭沼の公民館でもやりました、議会報告。建前は議会報告ですけれども、中身は個人の誹謗中傷、町政の町長を初め、助役からすべてにおいてです。もちろん私の名前も出されて、みそくそに言われた経緯を地元の人から聞いております。そういった中で、各地区の公民館で開いたそういう責任も非常に大きいと思います。私は、参加した議員の中で、そういうことを言われた当事者ですから、今度取り下げ集会を蛭沼公民館でやってくれということで冗談ばく言いましたけれども、心情としてはそういう気持ちです。

また、自分たちの考え、また庁舎をつくる今までの考えはよくわかりますけれども、町長がかわることによって庁舎建設もかわるのは、全国の例を見てもこれは当たり前のことです。近くでは太田でもそうでした。ですから、これは町長がかわることによって庁舎建設の見直しは、当然あり得ます。しかも、この見直しは積み立ての範囲内でやっていくのだと、借金をしないでやっていこう

ということですから、町民の圧倒的な方たちの支持を私は得ていると思います。そして、頼みもしない設計を縮小して山本理顕さんがやってきましたけれども、そこで契約がないものをやったから請求は却下しますということの結末ですけれども、結局はそういうふうに分たちのやらなくてはならないことは議会の中で解決していくと。裁判に矢を向けても、議会の中で決定されたものは、もう最高の議決機関であります。ですから、その辺の住民運動の指導を一部の議員はしっかりと指導しなくてはならなかったのではないかと。泥沼になってきてしまっている、もう議会解散しかないのだということを常々私は皆さんの前でも言ってきたつもりです。そういうことについては手を挙げない。しかも、それが利害関係で、3期やると12年で共済年金がもらえるかももらえないかの瀬戸際だから解散はだめだと、みんな自分のエゴです。町を本当に思って、こういうごたごたをなくして気持ちよくしっかりとやっていくには、そういう手しかないのではないかと私は思います。それが、一部の議員の一心同体の運動の中で、残念ながら裁判の方向に行ってしまったと。しかも、それをあちこちの公民館で集会を開いてチラシを流して、それであげくの果ては取り下げ。

きのうチラシが出ました。そのチラシの内容を見ても全く反省のあれがなくて、やっと静かになったから正常な町行政の運営ができるのかなと思ってはいるのですけれども、邑楽町の今の状態が正常ではないと、正常に私たちがするのだというふうに書いてあるような内容だと思います。思い上がりも甚だしいです。この人たちが、裁判をやることによって混乱が起きている、町政と町の住民たちに混乱を招いている、私はそこまで言っても過言ではないというふうに思います。常識の壁を越えた行動だと私は思います。それを指導している一部の議員がいるという事実です。きのう出たチラシの中でも、議会傍聴の勧めに書いてあります。きょう10時から予定、質問者が多い場合は9時からですと、こういうことは一般の町民ではできないことです。議員の指導、助言がない限りはできません。

この代表者の方々は、形だけの勝訴を求める裁判は意味がない、初めから意味がなかったら町を敵に回して、邑楽町で生活しているわけですから、気持ちよく和やかに皆さんとともに生きていくのではないですかと私は思います。町を敵に戦って、町の税金を使ってどうするのですか、私はそう思います。本当に常識の壁を越えた行動だと、それを指導している一部の議員がいるということです。また、しかもこの代表者の一部の方々は、私の組織であります共産党の東毛地区委員会、群馬県の前橋の県委員会、代々木の東京本部に行きまして、大野栄議員をやめさせろという抗議に行っています。これも常識を超えた行動です。何で私は、そういうことで悪いことも何もしていないのにやめなくてはならないのですか。私は、来年の任期がありますけれども、また頑張る決意です。

さて、この裁判がきょうの上毛新聞にまた出ています。弁護士を中心に東京でまた花火が上がる、11日に記者会見をして提訴していくと。邑楽町の山本理顕さんが原告の代表となって設計業者を呼んで、この賛同者が6名います。インターネットに出ておりますけれども、この賛同者の中には邑

楽町の設計の選定委員のメンバーになった人も入っています。あれあれと思うような、普通の人が考えてもそう思う部分があると思います。そして、11日に東京で、また邑楽町に対して訴訟を起こすと。1人100万円だと。今のところ原告は9名いますから、900万円の慰謝料をよこせと、これ税金をよこせということですよね。そして、インターネットによると、これに賛同する人は5万円を払いなさいということも出ているようです。こういうことを邑楽町の中でやろうと、これからやろうとしているわけです。だから、邑楽町の方も、一部の住民あるいは議員なんかも出かけている方がいるのではないかなと想定はできますけれども、何の得になるのでしょうか。本当にみんなで邑楽町をよくしようということではなくて、邑楽町を破壊させて、ぶっ壊していこうと、こういう団体に近いような気がします。私は、今本当に邑楽町の庁舎を積み立ての範囲内で建設していくのだと、一日も早くよりよい住民の窓口をしっかりとつくっていくということは、多くの町民が賛同しているわけです。町長も、これからまた東京の方で大きな花火が上がるようですけれども、議会も町と一緒にあって積み立ての範囲内で、よりよい庁舎をつくっていくということで進んでおりますので、自信を持って前向きに、裁判にかけられてもしっかりと議会があるのだということで、自信を持って臨んでいただきたいと思いますというわけです。

そうした中で、2度目ですので、1度目は山本理顕さんは取り下げました。その続きで、今度は設計業者のプライドとして許さないということでやるのでしょうかけれども、町はどなたが敵になっても庁舎建設については議会の議決で進んで、借金を少なく、よりよい庁舎を一日も早くつくっていくということで、今そういう方向に進んでおりますので、しっかりと町長もどんなことがあってもやっていっていただきたいと思います。

また、お金がむだ遣いになると言いつつも、結局は1人100万円の慰謝料を税金でよこせという訴訟です。前のものはみんな取り下げましたけれども、800万円の慰謝料で何だかんだと、町の税金を2,400万円よこせという訴訟です。これもみんな税金ですよね。それを取り下げたわけですが、先ほど半額になったという弁護士費用の300万円は公費で出されると。小倉議員が言っていましたように寄附をしてくれた方々、あるいはそういう見舞いに使ってほしいというのが水の泡になってしまうというのは、本当にそのとおりだと思います。もう少し、町を敵に回して住民運動をするのではなくて、やはり正すものは正して、やっぱり時の流れですから、自分の考えが思ったとおりにいかない部分も多くあると思います。でも、それはそういう体制で議会で議決されたものは仕方ない、ルールです。と思います。私は、もう8期議員やっています。町を敵にしたことは一度もありません。私は、ただしたり自分の考えを言ったりということはさんざんやってきて、現在もその立場にあります。だけれども、敵に回してそういうことをした記憶は一つもありません。

町は、岐阜県のように隠し金を出したわけでもあるまいし、また前町長みたいに土地改良の使途不明金を出したわけではないし、町の施策の一環として庁舎建設を議会の議決を得てやっているわけですので、堂々とやっていっていただきたい。また、11日に東京で大花火が上がりますけれども、

びくともしないで、また弁護士にお願いして、しっかりとしたまちづくり、町政の運営に進んでいただきたいと思います。町長の考えをお尋ねします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 先ほどもお話ししたわけでありますが、できるだけ借金をしないでということで行政運営もやっているわけでありますが、先日の新聞の発表で皆さんもご承知だと思いますが、公債費は邑楽町は8.8%ということで、ほかの町よりも借金の返済額は非常に抑えた中での運営ということで努力しているわけであります。

そういった中で、今までどおりのものをつくってあれば大変借金がふえ、そして毎年の返済額もふえてくるわけであります。そして、交付税等そういった国から来るお金が減っている中で、借金の返済にお金を回さなければならないという状況に追い込まれたはずであります。そして、大変この後いろいろ福祉の問題で質問もあるようでありますが、非常に弱い人たちが苦しんでいる中で、できるだけ町も応援していきたいと思っている、そういった中で借金返済に回さなければならないということでは大変心苦しいわけでありまして、できるだけこの公債費、借金返済の部分では今後も抑えた中での行政運営をやりたいと思っています。

また、設計者が裁判を起こすということでありますが、その人たちはコンペに参加したときにこういった条件で参加するということを理解しているはずですし、賞金等もいただいて、賞金ということでいいのでしょうか、表現があれですけれども、入賞された方たちにはお礼もしているはずであります。そういったことを考えますと、今どうしてそういったことをまた起こすのか、私には理解できない部分があります。町としては、この事業は皆さんのご理解をいただいた中でやっているわけありますから、しっかりと自信を持って進めていきたいと思っています。

そして、この費用を削減した部分で、この前の保健センターもできたわけであります。いろいろと、保健センターもそうですし、児童館もそうですし、保育園もそうでありますが、できるだけ国の予算を使えるときはそれを利用した中で、最小限のお金で最大限の効果を上げなさいというのが目的でありますので、そういった趣旨に沿った中での行政運営をやらせていただいております。

今後ともしっかりとやっていきたいと思いますので、議員の皆様にご協力いただけますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 今の町長の新たな力強い答弁をいただき、一日も早く新しい庁舎が保健センターのようにできることを願いつつ、次の質問に移ります。

次は、法改正によりまして介護認定がどのように変化したのか。そしてまた、現在包括支援センターの中の事業をいろいろやっていますけれども、その内容等々をお尋ねします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

介護保険法の改正により、要介護１相当から要介護２、または要介護１に認定された方がおります。改正前に受けていたサービスが改正後も基本的に引き続きサービスが受けられるということになりますので、この点についてはサービスということは低下はしておりません。介護認定については、改正前と改正後を比較しますと、３月では要介護１の方が232人、要支援の方が89人、直近の８月では要介護１の方が162人、要支援１の方が80人、要支援２の方が56人であります。要支援の１と２の方については、毎月増加している状況であります。

それと、減免の件も出てきますけれども、減免につきましては法改正前、法改正が昨年10月から施行され、居住費、食費が利用者負担となり、所得の低い方への配慮としての補足給付が新たに設けられ、過重な負担とならないようになっています。平成17年度では、740万円余の金額を支払っています。社会福祉法人等による利用者負担額の減額については、平成16年度では１人ですが、平成17年度は12人の実績であります。

以上であります。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 新予防給付の福祉用具にかかわる問題とか、そういうものが要介護支援の１、２、介護１については今までとサービスが違います。そのサービスを受けていない方が多いのではないかと思いますけれども、今現状の中では邑楽町はサービスのあれはないということですが、現実に全国の民主医療機関の連合会で出しているこの資料の中で、サービスがどのように低下したかという現実介護認定されている方たちの実例がたくさん出ています。

ですから、町には今そういうことがないようではございますけれども、これから要支援の１、80名、２が56名、要介護が102名ということですが、このサービス内容が今までと違ったサービス内容のメニューであるわけです。だから、それを知らないお年寄りもかなりいるのではないかなと思うのですけれども、このサービスが使えない事態になっては困るわけで、現状維持ができればなおいいのですが、そういう部分を町はこれからも講じていかななくてはならないと思うのですけれども、どこまで包括支援センターでこのお年寄りたちのメニューをつくってどういう施策をしていくのか、これからの課題がありましたらお尋ねします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 地域包括支援センターについてお答えいたします。

地域包括センターにつきましては、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置されています。センターには３職種が配置し、それぞれの分担事業に取り組んでいます。主に現時点の状況では居宅介護支援事業者委託しているケアプランのチェックと支援事業者への指導と助言を行っています。また、サービス利用の申し出がありますと、利用者の家族と包括の職員、支援事業所の職員との合同での打ち合わせをその都度行っております。平成17年度までについては、介護の相談、支援窓口として在宅介護支援センターが活躍していましたが、平成18年度からは地域包

括センターが引き受け、業務を行っている状況であります。

課題としまして、要支援 1、2 の増加に伴い、ケアプラン作成業務が増加し、ケアプランの委託も介護支援専門員 1 人当たり 8 件以内の制約があり、これ以上委託ができず、地域包括支援センターでケアプランの作成をしなくてはなりませんので、職員体制の充実が必要と考えられます。特定高齢者向けの介護予防事業を今後実施しますので、業務はますます増加している状況でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 全国で介護保険が施行されてから、今まで受けられるサービスが受けられなくなったというようなことも事例としてたくさん出ているわけです。

現時点においては、邑楽町においてはそういうものがないということで一安心している部分もあるのですが、これからの新しいサービスもその枠の中でしかできないわけですから、包括支援センターのお年寄りのこれからの自立に向けての施策が模索されるのではないかと。小島議員から、先ほど特老の建設の一般質問がありましたが、町も再募集をして、もう一度奮い立たせてやっていくという方針であるようですので、それらも含めてお年寄りのそういうサービスが落ちなく、また減免措置も利用しやすいような施策にしていかななくてはならない、当初の計画はそういう計画でございましたので、予防医療も含めてお年寄りのそういう介護に当たっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、障害者の自立支援法によって障害者とその施設におかれての変化があったと思います。障害者自立法案は 1 度は廃案になりましたけれども、昨年の 10 月に成立してしまいました。ことし 4 月より事業実施され、来月 10 月から本格実施されるよう求められておりますけれども、この法律の特徴の一つは利用者から 1 割の定率負担、いわゆる応益負担をしたこと。また一つは、身体、知的、精神の 3 障害を一元化したこと。また一つは、利用できる事業サービスを 6 区分を導入。障害者程度区分といいます、それを区分したこと。また、障害者福祉制度の再編と利用計画を作成して、相談支援援助事業制度の導入を市町村の単位で行うことなど、いろいろメニューがあります。いよいよ 10 月実施に向けて障害者と施設はどう変わっていくのか、これらの計画も含めてお尋ねいたします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えいたします。

障害者自立支援法がことしの 4 月から施行になりまして部分施行、そして 10 月から本格的な施行に移るわけですが、今議員のおっしゃるとおり、今までの支援費の部分の制度、そして障害者自立支援法の新しい制度に移行するものでございますが、現在中身としてはサービスの体系としますと障害、福祉サービス、この中には介護給付の部分、そして訓練等の給付の部分、また医療費の部分で更生医療、育成医療、精神通院医療等の部分が自立支援医療、そして補装具の支給の部分、そして地域生活支援事業という部分がございます。その中で、町村の中で考えていかなければ

ならないような計画等を考えますと、地域生活支援事業につきましては市町村の実態的な取り組みによりましてする事業でございます。この部分につきましては、今議員がおっしゃったとおり相談支援ですとか移動支援等々の事業がございます。その部分については、補助金等の分で作るわけですが、今後町として計画の中で考えていく部分であれば相談支援事業等の考え、その分を積極的に取り入れていく。そして、また今お話ししました継続なんかになっていますような地域生活支援事業の中で取り組んでいける事業については積極的に取り組んでいきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

〔「課題はないの」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 先ほどの質問の続きでございますが、課題ということの質問についてお答え申し上げます。

障害者自立支援の中で、利用者の負担が１割の定率負担、そしてサービス量に応じた応益負担、この部分で障害者の方に負担がふえているのは事実でございます。また、施設にとっても今までは利用者の方は、例えばですが通所施設なんかの場合、利用者は経費等負担等はほとんどの方がかかっておりませんでした。今回の制度によりまして食費そして光熱水費が実費弁償、そういう部分で利用者の方が、例えば施設を退所するとか、利用を差し控える、そういうような問題、課題等がございます。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 この利用者負担の１割の定率負担、応益負担にしたことですが、これは非常に問題があると思います。

これは、障害の重い人ほどいろんなサービスを受けなくてはならないと、いろんなサービスを受けるとことはそれにすべて１割の負担がかかってくるという、こういう問題です。ですから、この応益負担の矛盾点、重度の障害を持っているお子様については、障害者もそうですけれども、障害者は余計にこの負担が多くなる、こういう制度です。ですから、そういった減免制度も含めて、きちんと町はこれから検討していかなければならないと思います。重ければ重いほどこの負担が多くなっていく、こういう仕組みになっている。ですから、この応益負担の矛盾というのは、そういうところにあるのではないかと私は思います。

また、サービスの区分を６区分に分けました。その区分から漏れた人たちは、どう町が救済していくのか。重度包括支援６区分ということですが、１から６区分まで非該当ということも含めてありますけれども、ここから漏れた方たち、例えば知的障害の人たちは歩くこともできる、きちんと外見的には非常に立派な方に見えるけれども、知的に発達していないためにこういう６区分の中が

らふるいに落とされて、施設入所もできなくなってくる、大変だという方が現実には邑楽町の中にいらっしゃると思います。そういうふうに、6区分の認定が落ちた方たちの救済をどうしていくのかということです。

また、6区分の認定調査もありますけれども、この調査においては106項目の認定調査と市町村が設置する審査会で、障害程度区分の判定を受けて支給決定を受けることに今後なると。そして、障害程度区分は今申し上げたように6段階で区分されて、利用できるサービスの種類が決められてしまう。そして、利用できるサービスの量にもいろいろ影響されているのだと。日常生活のどんなところに障害者は支援が必要なのかをよく聞き取って、範囲を介護に関することやコミュニケーション、行動障害、家事に関すること、それぞれの項目について支援の必要度に応じて、いろいろ選択をしていかななくてはならない。そのためには、障害特性を理解できる人の審査委員、あるいは知的障害のことを非常に理解できるような人の審査委員を選んでいく必要があるというふうに思います。そういった中で、適正な現在のサービスが落ちないようなこと、そしてまたこの中には106項目の認定調査があるということです。約1時間ぐらいこの調査を、これですかね106項目の調査資料と、1時間かかります。障害を持った人を1時間も調査して、そこに座らせておく、大変な仕事だと思うのですが、こういう形で認定調査については本当によく理解をしてもらえる方々を選定する必要があるというふうに思います。

また、障害者の医療の問題です。医療も1割負担ということになるようですけれども、医療の方は更生医療、育成医療、精神通院医療が4月から自立支援医療となって原則的には1割負担になってくると。そうすると、この障害者のマル福の医療費無料が崩壊されてしまう。それで、今は母子家庭、父子家庭、障害者等々は、マル福の医療費無料化の制度があるわけですが、そういった点で引き続き町がそういう障害を持っている方たちに優しいまちづくりをするためには、このマル福を今後も引き続き継続していかななくてはならないと私は思います。

次に、地域活動支援センターについてお尋ねしますが、先ほど課長が言いましたように、地域活動支援の事業を市町村単位でやりなさいということです。これは、今福祉作業所だとかなのはなだとかいろんな形で、無料でそういう障害児また者の方たちの働く場所等々を確保してありますが、これが福祉作業所ではなくて地域活動支援センターみたいになんかは名称が変わってくるのかと思いますけれども、これらも無料で現在やっているわけですが、負担が生じてくる。この問題は、やはり社会福祉協議会の方に委託している福祉作業所があるわけですが、引き続き福祉作業所としての機能を果たせるような維持をしていただきたいし、してもらいたいと思います。

地域生活支援事業では、ことしの4月から聴覚障害の手話通訳だとか、講演によってはいろいろな形で出前もしますよということで、非常に障害者に温かい施策も実現されているわけですが、今実際には障害者の相談の窓口があるようでない。そして、どこに行ってもそういう相談をしたらいけないのかという問題です。この相談事業が、非常に大切な問題になって、市町村の置かれる、い

ろい行政として取り組んでいかなくてはならないのですけれども、そういうことが理解できる方、知的障害、心身障害も含めて理解できるような専門職、今現在保健師は福祉課に所属して、障害者担当ということで1人でやっているようですけれども、そういうのを明確に、障害を持っている方たちの相談窓口をはっきりと設置して、だれが来てもここに相談すればいろいろな問題の解決ができて、またいろんな選択肢があるというふうな形にしていかななくてはならないと。

その場所をどうするのか。今現在役場の福祉課にありますけれども、福祉の相談窓口としては機能が働いていないと私は思います。ですから、今度役場庁舎も建設されるわけですが、福祉課の中にそういう障害者相談のスペースをつくっていくのか、あるいは保健センターの活用ということで、今保健センターでは包括支援センターで、老人介護保険の中で包括支援センターということで、そういう漏れた人の救済、そしてメニューを考えて、専門のケアプランをつくりながらそういうことをやっていますけれども、障害者については残念ながらそういうのがないのが実態です。ですから、そういうふうな形で介護保険もできてから5年も6年もたつわけですから、障害者の自立法案もことになったばかりで、これから3年後に対して見直しをしていくということですが、この見直しに向けて行政もどういう見直しが望ましいのか、県や国にももちろん要望して、障害者のいろいろな意見を聞きながらまとめていく必要があると思うのです。

そして、保健センターの活用が私は一番望ましいと思います。今現在保健センターは、妊婦から乳幼児の健診、それから町民の健康のための春の健康検査、それから包括支援センターができましたから、お年寄りのそういうメニューをいろいろやるサービスの窓口として、はっきりしています。では、障害者はどうなのかということで考えてみると、今の保健センターの中にはそれはないです。ですから、きちんとこの相談窓口としてお年寄りから子供まで、また障害者も含めたよりよい保健センターの活用が望ましいのではないかというふうに私は思います。ですから、あんなに立派にできた保健センターですから、その中にどう位置づけていくのか。あるいは、建設する設計の中には、障害者の自立法案ができるとは予測もできなかったわけですから、そのスペースも恐らくないと思います。ですから、そういった点では庁舎建設が新しく建設される中で、そういうきちんとした障害者の相談窓口を位置づけて、包括支援センターのようにどう建ててやっていくのかということは、早急に協議して設置していかななくてはならない課題だと思います。

そして、障害を持っている方というのは手帳だけではなくて、最近ではニート、内こもり、こういう問題もあります。内こもりも30代、40代を含めて相当数、3けたに上るのではないかと想定されるぐらいの数が町内にあるような気がします。実態調査がやられていないので、現にわかりませんけれども、そういう方たちが近くにもたくさんいるということです。こういう自立に向けた、親は先に亡くなるわけですから、そういう途中障害の人たちをどうするかという、今後の課題をどうしていくかということです。これはまた大変難しく、労力も必要だと思います。

まず、私は前の一般質問の中で、まず親を変えること。親を変えていく中で子供も変わっていた

だく、自立していただくと、そういう施策をしていかない限りは問題の解決にならないと私は思います。やっぱり自立して、しっかりと親が亡くなっても生活できるような自立支援をしていかななくてはならないと私は思います。それには、どうしても行政の温かいそういう障害者の窓口と同時に、そういう内こもり対策をきちんとやって、専門職の人のアドバイスをかりながら自立の方向にしていかななくてはならないと思います。

また、こういうこの施設問題にしても、いろいろとケアホームだとか障害者のグループホーム等々いろいろありますけれども、今通所したりあるいは通所の中にいる方たちの施設の問題も、非常に大きな問題に全国的になっています。近くの施設もありますけれども、これも大変です。どこが大変かというと、これは1カ月1カ月の月単位で施設に報酬が支払われていましたけれども、今後は自立支援法が施行されたことによって日割り計算になったと。月単位ではなくて日割り計算になった。障害者は、体調を崩しやすいわけですから、開所日すべてに通えるわけではありません。日払い方式に変えられたことで、障害者が通所できない日は、丸ごと施設の減収になるわけです。入所施設でも週末など一時帰宅をして、家族とともに過ごしたいと言っても、日割り計算ですから施設には減収になってくると。そうなってくると施設も運営できないと。年間何千万円の赤字を抱えて、そして風邪を引きました、おなかが痛いです、きょうは体調が崩れましたということで、休みがちな障害者については、施設の方で、あなたは休みが多いから来なくて結構ですという施設の選択もできる法律になっています。そうしたら、行く場がないではないですか。ですから、私はこういう施設の補助金の問題等々、町のできることとできないことがあると思いますけれども、こういう矛盾については国だとか県、今町にできる手だてはどういうことなのか、町内のそういう施設、デイサービスがありますので、その辺の話をよく聞いて、どこまで行政ができるのかということと、それから隣接の県、それから邑楽郡内の市町村長等で力を合わせて問題の解決に当たっていただきたいわけです。

また、このいろいろな事業、例えば地域支援活動センター事業をやるについては1型、2型、3型とありますけれども、最高600万円まで支払いますよ。300万円、150万円といろいろありますけれども、これもすべて地方交付税に入れるということです。この地方交付税もくせ者でありまして、国は地方交付税に障害者のそういうものを換算して入れていくということですが、お金には障害者のお金という印がついておりませんので、結局は市町村長の、また県知事の采配によって補助金等々が変わってくるというのが実態だと思います。そういった点では、国から来る障害者に対する交付税については、きちんとそういう方向で使っていただきたいなというふうに思うわけです。

また、3年後の見直しについては全く内容が、介護保険と一緒の1割負担だとか一緒のペースがありますので、恐らく介護保険の中にお年寄りの介護と障害者の介護と二本立てで介護保険に統一されるという想定が今できると思いますけれども、その3年後に、もう法律が通ってしまったわけですから、通った以上はその枠の中で最大限活用しながら町ができる問題をやって、そして3年後

の見直しに向けて、障害者の方たちとともに運動をして改善しなくてはならない課題があるのではないかと思います。担当者と町長の考えを伺います。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えいたします。

制度がいろいろ変わっていく中で、障害程度区分等によって利用ができなくなる方がいらっしゃる。そういう場合にどうしたらいいのかということで、この事業の中で地域生活支援事業というのが位置づけられておりますけれども、その中でサポート事業ですとか、日中一時預かり事業、移動支援、そしてまた訓練等給付としての就労移行、継続事業、またグループホーム等の利用につきましては市町村の判断で利用が可能となります。その辺についても十分に利用ができるような考えで取り組んでいくように考えております。

以上で終わります。

〔「それじゃ答弁にならないんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 先ほど町の方で取り組まなければならない事業ということで生活支援事業という部分の中で、地域支援センター、今はやまつつじの部分が今回のセンターの3型に移行できるのかなと考えています。

今現在福祉作業所を利用されています利用者の方につきましては、今の形態のままそのセンターの方に移行できればと。利用者負担につきましては、現行のまま利用者負担になじまないような考えで現在は考えております。

〔「窓口、それからマル福、それから保健センター」と呼ぶ者あり〕

○諸井政行福祉課長 医療費の問題の部分でございますが、今現在福祉医療という部分で今回自立支援法で移行になります自立支援医療に移行します。

先ほど議員がおっしゃいました更生医療、育成医療、精神障害通院医療部分について現在福祉医療の該当になっている方、その方につきましては1割負担になりますけれども、そのふえた部分も福祉医療の該当者であれば、受給者であれば、保険診療の部分と入院時の標準負担の部分の自己負担が、費用負担として補助は出ます。

そして、相談支援の窓口ということですが、現在役場の福祉課のところで障害者の方の相談を行っております。現在の職員としては保健師の資格があり、また精神のケアマネ等も持っております。経験、知識、実務等すぐれた人材でございますが、場所的な部分で申し上げると非常に手狭なところで相談をしなければならないと。また、場合によっては訪問して相談に応じると、そういう部分で今不都合というか、そういう部分は問題な部分でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 保健センターにつきまして、9月1日から保険年金課の方に所管ということで移りましたので、保健センターについてのお答えを申し上げます。

保健センターにつきましては、現在乳幼児から高齢者ということで包括の関係が入りましたので、乳幼児から高齢者までの健康づくりの拠点という形になっております。障害者の関係につきましては、福祉課及び関係機関ともいろいろ調整しながら、そういう障害者問題についてこれからいろいろ協議なり、検討をしていかななくてはならないかなというふうに思っております。

以上です。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

障害者の自立支援法が施行になり、障害者施設を取り巻く環境は大変変わってきたのかなと認識しております。利用者の負担がふえてきたというような議員のお話にもありましたように、また施設においても減収ということで、いろいろな問題が出てきたわけであります。日払いといいますが、そういうふうなことで施設の方の運営にも支障が出てきているということでありますが、今年度障害福祉計画を策定する中で障害者団体の関係者の方々、また社会福祉関係の方、施設の関係者等のご意見をお聞きしながら、町としても取り組めるものについては取り組んでいきたいと考えております。

また、こういった機会を利用して、いろんな意見を聞いた中で、先ほど議員のお話の中にもありましたが、国や県に対しても制度の改善等を強く働きかけていきたいと思っております。今まで受けられていたものが受けられなくなったり、光熱費とか食事代とか負担がふえてきたわけありますので、そういった方々の負担ができるだけ抑えられるような考えを持っていきたいと思っております。

また、地域生活支援事業についても、さらに充実した内容にしていければと考えております。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 担当課長また町長の答弁により、このサービスの落ちた部分の救済を市町村で一つでも多くできるように、また負担がかからないように。これから町は、補正の中でもとりましたけれども、認定の調査会でいろいろな調査をするわけですが、6区分、106項目の調査。これは、先ほど私が申し上げましたように、知的障害も含めて、この障害性を理解できる人たちを審査委員にぜひとも入れて公平な判定を、審査をしていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 2時08分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時20分 再開〕

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 最後の一般質問になります。

最後は、地域密着型行政の推進についてというタイトルです。トップバッターで私と同じ地域密着型行政の老人介護施設についての質問が小島議員からありましたけれども、またそれとちょっとニュアンスが違ような内容になると思いますが、答弁のほどをよろしく願いいたします。

私は、1999年、来年度の21世紀に向けては、少子高齢化対策あるいはリサイクルの循環型社会に突入するから、問題はそういうところに絞られていくのではないかということを発言してまいりました。そして、今松島議員からも人口構成の一般質問がありましたが、これから団塊の世代たちがどんどん定年退職をすると、そのエネルギー等もいろいろ地区によってあるわけです。今はっきり申し上げまして、各地区が勝手に地区の創意と工夫でもっていろいろなイベント事業を、またサロンをやっているのが実態だと思います。それを行政としてはどのように受けとめ、今後行政の末端の自治をどのように考えているのか、まずお尋ねします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

地域でいろいろなイベント等が行われておりますけれども、夏祭り等でも私もお案内いただいたりしておりますが、子供からお年寄りまで老若男女が参加した中で大変地域が一つとなってお祭りを楽しみ、いろいろと活動しているわけですが、こういった地域の活動については邑楽町の活力になっております。

また、その地域の公民館を利用した中でいろいろなサロン、社会福祉協議会やら、また保健指導室の方の活動等でいろいろと高齢者の方たちも活用していただいております。また、地域によってはいろいろな教室、講座等を開いた中で、文化活動もしておるわけですが、こういった地域の活動に対しては町としても今後はさらに協力、また協力していただくというぐあいで、以前から議員が言っている区の公民館の活用をさらにしていければと考えております。

以上です。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 各地区の公民館の有効活用をしていきたいということですが、今地区も運動会でわかるようにAチーム、Bチーム、集落の大きいところと小さいところの集落があります。これらも含めて再編の考えをしていかなければ、末端のいろんな事業等々ができないのではないかと思います。

私は、なぜこういう形で質問するかということは、前西邑楽3町合併のときに、ちょうどたまた

ま町長が谷中で収入役が住谷崎だったのです。西邑楽3町を合併する前に、まず谷中と住谷崎が合併してお手本を示して、一番簡単な合併なので、それができたら考えるというようなことも一般質問をした記憶があるのですけれども、それほどやっぱり難しい部分もありますけれども、やらなくてはならない行政再編だと思うのです。議員も、この次の来年からは16名の選挙で町政のいろんな執行の議決をしていくわけですから、区長会におかれましても適正な規模の再編もしていかななくてはならないと思うわけです。そういう時期に来ているのではないかと。そして、どうしても大変なところにおいては代理区長を置いてやれば、その問題が解決できるのではないかと思います。

そして、今各地区のいろんなイベントと言っていますけれども、小さい集落はそういうイベントができないのです、いろんな意味で。地区のお祭りをやりましょうと言っても小さ過ぎてなかなかできない、適正規模でなければやりにくいと。また、行政指導がありませんから、区長の采配によって、また地区の役員の構成によっていろいろ変化してくると思うのです。そこで、私は問題提起したいのですが、自治振興課というのを新設して、各行政区に指導をしていくということの必要性、地域密着型自治というのはそういうことだと思うのです。そして、この団塊の世代たちの余ったエネルギーを地区の公民館、地区に集約する中でどう活用していくのが課題になって、その集落が生き生きになっていくか、あいさつができるか、それが町全体につながる財産になっていくと私は考えています。

ですから、各地区のいろんなイベントをさらに指導を強化して、できない集落についてはどうしたらいろいろな講座ができるのか、いろんなイベントができるのか、うまくコミュニケーションができるようになるのかというのを問題提起して、それを推進していく課がなければ、これは不可能です。ですから、余ったエネルギー、例えば夏休みの学校のお休みのときに午前中8時から12時まで子供の塾をやろうだとか、夏休みの宿題を地区の人たちでやろうか、こういうことも提言できると思うのです。そして、お年寄りを集めて年寄りから学ぶものは何があるのかということ、やっぱり各地区に問題提起して発信する推進課があれば、それは可能です。そして、地区そのものが、もう隣の人何をやっているかわからない、こういう田舎の中でも都会的な要素に今なってきていますので、それをやはりコミュニケーションを持って、いろいろ地区の活性につなげる、またそれが町の財産の活性につながっていくというふうに私は思います。

ですから、農村地帯でも減反減反で米をつくらないということより、やはり地区によってはおいしいお米がとれますから、そういうお米をみんなで各地区の米もつくって、減反しないでつくって、みんなに即売しようだとか販売しようだとか、そういう発想もいろいろ活力になっていくのではないかと、これは一つの例ですけれども、公民館の活用をして、地区のいろんな講演、あるいはイベントを立案しつつ、行政に指導していくのだと、そういうところの課を新設していかない限りは、こういうあいた公民館の活用ができないと思うのです。

今ふれあいサロンを地区の公民館でやっているところがあると思いますけれども、私のところの

集落では月に1回です。それをやっぱり週に1回とか週に2回だとか、年寄りばかりではなくて、土日も全世帯で何ができるかと、そういうのをやっぱり発案、発信する地域自治振興課みたいなものを設立して、地域の活性化につなげていって、まさに地域密着型行政になっていくと私は確信しています。

そういった点で、この人事の機構、組織の問題ですけれども、そういうような活用を今こそエネルギーが余っている方々がたくさんいるわけですから、そういう指導をぜひやっていただきたいし、町も今後の課題として即の実効性を持った機構の検討をしていただきたいわけですが、町長の答弁をお願いして、私の一般質問を終わりにします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

地域の公民館の活用については、確かに町の今後の力になり、またいろいろな部分で助けていただけていると思っております。そういった中で、さらに充実した公民館の活用ということで、地域の自治の推進課みたいなものをつくったらどうだということではありますが、今いろいろな部分で国のシステム、また町のシステム等の食い違い等も出てきている部分もあります。そういった中で、今機構改革等も迫られているわけですが、今ご提案をいただいた部分についても、それも含めた中で今後の検討課題ということにしていきたいと思えます。

先ほど2007年の問題等もありましたけれども、やはりそういった退職される方等の部分でも一緒に検討しながら、職員のバランスも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 逐次の地区の密着型行政の推進をするためには、そういう地域振興課の新設を検討していただきたいということですが、例えばおうら祭りの仮装のイベントをやります。参加された者については、懸賞を与えてどうだこうだというのがありますけれども、非常に参加チームが少ないです。今回も私の地区が桃太郎をやって優勝をして、私は応援に行ったのですが、そういうように指導課があれば、町のイベントについて仮装があるから各地区で出してくれという、では何がいいかというのはやっぱり指導できると思うのです。自発的、発想的に出ても出なくてもいいということであれば、結果は3チームぐらいしか出ないのです。ですから、やっぱりそこを、町のイベントをどういうふうに自治振興課をつくって、全員参加の仮装にしていくのかどうかということも、スムーズに指導できるのではないかとこのように私思います。

それだけではないです。学校でいろんなボランティアを今活用しています。それも、地区の子供たちの安心、安全の通学をやっていくということであれば、そういう方たちも今現にやっていますし、活動にも参加できると思うのです。それによってどこのお孫さんかということも理解して、おじちゃん、おばちゃんという形の会話ができてくる。だから、そういうのが今非常に欠如していま

すので、やはりそういうことも広い意味で考えて、地区のそういう適正な自治を確立しつつ、その指導を密着型の本当に生活に合わせてやっていくのだと。それが、サロンみたいにうまく円滑にいくようになれば、年寄りのひとり住まいとか、あるいは年寄り2人だけとか、車に乗れないという買い物程度だとかそういうことはお互いに乗せていって買い物をしてくる、特売の物があれば安売りに一緒に行こうかということの呼びかけや何かも、いろいろそこにコミュニケーションが出てくると思うのです。私なんかも買い物で、よくヘルパーさんがお年寄りを連れて買い物をしているのを毎日のように見ます。そういうのが円滑にできてくれば、介護保険を使わなくても地域で十分に生活を支え合って生きていける部分もあるのかななんて感じているのが実態です。

ですから、そういった意味でこの各地区の自治確立のために本腰になって、地域密着を進めていくにはどうしたらいいかとよく考えて、実施の方向で検討していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○中川健治議長 これにて一般質問を終結します。

散会の宣告

○中川健治議長 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。来る11日から15日までの5日間は、各常任委員会の審査及び議案調査等のため、本会議を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ご異議なしと認めます。

よって、11日から15日までの5日間は休会とすることに決定しました。

なお、あす9日から10日までの2日間、並びに16日から18日までの3日間につきましては、休日につき休会となります。来る19日は午前10時から会議を開き、平成17年度各会計の決算について審議を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 2時36分 散会〕